平成２１年（フ）第７５１号
高知市桟橋通１丁目13番16号　カルム桟橋402
債務者　仙頭　美香
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７０号
高知県香美市土佐山田町秦山町３丁目１番14号　昌世マンションⅡ101号室
債務者　廣瀬　恵理
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７４号
高知市横浜218番地１　イーリス横浜104
債務者　北村　志保
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７７号
高知市東秦泉寺531番地１、住民票上の住所　高知市東秦泉寺531番地
債務者　竹﨑　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８１号
高知市神田2091番地４
債務者　葛目　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５０号
福岡市中央区平和３丁目19番21―202号
債務者　沖本　雅洋
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０５１号
福岡市南区屋形原２丁目41番22号
債務者　沖本　孝司
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３１２号
福岡市南区高木２丁目７番４―304号
債務者　鶴　　正敏
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６３号
福岡県大野城市下大利団地21番303号
債務者　吉野　路子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６４号
福岡県大野城市筒井１丁目11番３号ステラコンシオン22―101号
債務者　吉野　達也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７１号
福岡市早良区飯倉２丁目11―２サンコーポ飯倉205
債務者　藏本　球惠
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７２号
福岡市早良区飯倉２丁目11―２サンコーポ飯倉205
債務者　藏本　みを
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８３８号
福岡市南区野間４丁目１番35―715号
債務者　津和崎紘樹
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６６号
福岡市早良区有田２丁目10番８号
債務者　岩室　貞之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９１２号
福岡市東区下原１丁目22番38―902号
債務者　村上　英明
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７６号
福岡市博多区比恵町10番20―603号
債務者　小嶋　初美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０１１号
福岡市東区唐原３丁目７番30号
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２１号
福岡市東区松崎２丁目２番９―202号
債務者　荒木　秀夫
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部